

# 自治同友会規約

昭和53年4月14日	設立総会議決
改正昭和53年9月28日	総会議決
改正昭和55年6月6日	総会議決
改正平成5年6月18日	総会議決
改正平成11年6月14日	総会議決
改正平成16年6月10日	総会議決
改正平成17年6月14日	総会議決
改正平成18年6月14日	総会議決

## (名称及び目的)

第1条 本会は、自治同友会と称し、町村長経験者相互の親睦をはかることを目的とする。

## (会員)

第2条 本会の会員は、兵庫県下の町村長経験者並びに県及び各郡町村会事務局長経験者（現職の役場の職員を除く。）で本会の趣旨に賛同し、入会金を納付したものであるとする。

## (事務局)

第3条 本会の事務局は、兵庫県町村会内に置く。

## (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の連絡及び情報の交換に関する事。
- (2) 親睦会及び講演会の開催に関する事。
- (3) 会員の慶弔に関する事。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

## (役員)

第5条 本会に会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名（以下「役員」という。）を置く。

- 2 理事及び監事は、総会において会員のうちから互選し、その選出区域及び定数は、別表のとおりとする。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選とする。

## (役員の仕事)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営と事業の推進に当たる。
- 4 監事は、本会の会計及び業務を監査する。

( 役員 の 任期 )

第 7 条 役員 の 任期 は、 2 年 と する。 た だ し、 再 選 は 妨 げ な い。

- 2 補欠によって新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

( 幹 事 )

第 8 条 本 会 に 幹 事 若 干 名 を 置 き、 兵 庫 県 町 村 会 職 員 の う ち か ら 会 長 が 委 嘱 す る。

- 2 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

( 顧 問 )

第 9 条 本 会 に 顧 問 を 置 く。

- 2 顧問は、会長の推せんにより理事会の承認を得た者を会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

( 会 議 )

第 1 0 条 本 会 の 会 議 は、 総 会 及 び 理 事 会 と する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は、毎年 1 回これを開き、臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めた場合、若しくは会員の 3 分の 1 以上から要請があった場合に開く。
- 3 総会及び理事会は会長が招集し、会議における議長の職務は会長が行なう。

( 経 費 )

第 1 1 条 本 会 の 経 費 は、 入 会 金、 会 費、 助 成 金、 寄 附 金 そ の 他 の 収 入 を も っ て あ っ て る。

- 2 入会金は、20,000 円とし、会費は、事業執行の都合等によりその都度理事会で定める。
- 3 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

( 役 員 の 報 酬 等 )

第 1 2 条 役 員 に は、 報 酬 及 び 旅 費 は 支 給 し な い。 た だ し、 理 事 会 及 び 会 計 監 査 に 出 席 し た 場 合 そ の 他 本 会 事 業 遂 行 上 特 に 必 要 と 認 め た と き は、 理 事 会 の 同 意 を 得 て 実 費 を 支 給 す る こ と が で き る。

( 規 約 の 改 正 )

第13条 この規約の改正は、総会の議決によらなければならない。  
(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和53年4月14日から施行する。

別 表 理事及び監事の選出区域並びに定数

選出区域	選 出 郡 市 名	定 数
摂丹地区	篠山市 丹波市 川辺郡	2 人
東播地区	西脇市・三木市 加東市・多可郡 加古郡	2
西播地区	姫路市・たつの市 宍粟市・神崎郡 揖保郡・赤穂郡 佐用郡	3
但馬地区	豊岡市・養父市 朝来市・美方郡	3
淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	2
合	計	12

附 則

この規約は、昭和53年9月28日から施行し、昭和53年4月14日から適用する。

附 則

この規約は、昭和55年6月6日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成5年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年6月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。